

金沢美術工芸大学附属図書館教職員館外貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学附属図書館利用規程第10条第2項の規程により金沢美術工芸大学附属図書館(以下「図書館」という。)が所属する図書資料(以下「図書」という。)に係る、教職員の館外貸出について定める。

(貸出できる図書)

第2条 教職員は、次の各号の図書を貸出カードを提示のうえ、館外において使用することができる。

- (1) 図書館において登録整理された図書
- (2) 図書館長が貸出を認めた未登録の学術紀要類および雑誌。

(貸出期限)

第3条 貸出は、次の各号のとおりとする。

- (1) 貸出冊数 15冊以内
- (2) 貸出日数 2か月以内
- (3) 禁帯出の図書 3冊 10日以内
- (4) 貸出した図書の転貸は認めない。

(貸出の延期)

第4条 貸出中の図書が返却期限に至っても、なお継続して研究上の必要がある場合は、その旨を図書館に申し出て、更に1か月の貸出延期をすることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和44年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前にすでに貸出中の図書については、施行日から1か月間に返納、またはこの規程による手続を経て使用することができる。

附 則

この規程は、平成3年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。